

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書（書面会議）
令和6年度第3回高齢者福祉専門分科会

会議期間	令和6年10月4日（金）から令和6年10月30日（水）まで
参加委員	大森委員，加藤委員，澤田委員，高森委員，滝山委員，中川委員 藤井委員，松林委員，山内委員，山田委員，横堀委員（11名）
会議の方法	書面による意見照会（旭川市社会福祉審議会運営規程第4条）
議事	審議事項第1号 旭川市ケアマネジメント基本方針の改正案について
会議資料	別紙のとおり
意見及び意見に対する事務局回答	別紙のとおり
審議結果	事務局提案内容について承認された。

審議事項に対する意見及び事務局回答
(社会福祉審議会第3回高齢者福祉専門分科会)

審議事項第1号 旭川市ケアマネジメント基本方針の改正案について	
A委員	<p>介護予防サービス計画の目標期間が“最長12か月を基本とする”との表現になることで、状態変化や介護度変化の可能性が高い事例においても12か月の期間が設定されることが懸念される。以下のような具体例を示しながら、目標期間の設定を慎重に行うべき事例について共通認識をもつのはいかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院直後の事例 ・介護予防サービス計画を新規に立案する事例
事務局	<p>ケアプランは、利用者の状態を把握し生活上の課題を分析して、その方に合った実現可能な目標と、それを達成するために必要な期間を設定するものであり、一律の期間を市が設定することは望ましくないと考えています。</p> <p>しかしながら、目標期間があまりに長期になると、利用者が目標を意識しにくく達成感を感じづらいものになる懸念があることから、最長でも12か月という上限を示したところであります。</p> <p>ただ、基本方針は目標期間を一律的に12か月で設定することを推奨するものではありません。まずは利用者本人が意識しやすく、達成のための明確な期間が設定可能な具体的な目標を立てられるよう、介護支援専門員への周知・普及に取り組む必要があります。</p> <p>委員の御提案のとおり、目標設定に関して具体例を用いながら市と関係者の共通認識を導いていくことは大変有効と考えますので、旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会、地域包括支援センター等関係団体の理解と協力を得ながら、研修会等の取組を進めてまいります。</p>
B委員	<p>当該機関・職種との情報の共有・視点を踏まえた支援計画の立案を行うとあります。そして保険者と支援者が共通の認識で支援するとなっておりますが、利用者本人の共通認識も必要と思いました。なければ利用者に適した個別性のある具体策が立てられないのではないのでしょうか。支援者側で最良と決められた対策を示すのではなく、利用者の意向・意見を把握し、利用者本位にたった支援策が望ましいと思いました。</p> <p>「利用者の選択に基づいた」「適切なサービスを利用者が選択する」ことなどを利用者の意向や意見・希望などを十分取り入れて立てた対策を利用者が選ぶと捉えたいと思います。</p>
事務局	<p>ケアプランの立案の際には、利用者・家族の意向を十分に尊重し、利用者が望む生活の実現に向けて、利用者自身が主体的に取り組むことができるような支援内容とすることが重要です。</p> <p>そのため、基本方針では、基本的な考え方として、ケアマネジメントは利用者の選択に基づいて行うものであることや、医療職など関係機関との情報共有や連携により専門的な視点を踏まえて支援計画を作成することなど、市と介護支援専門員がともに認識すべき事項を整理して示しております。</p> <p>委員の御意見のとおり、ケアプランは利用者・家族と介護支援専門員を含む支援者が、共通の認識をもって協働しながら作り上げていくものと考えています。</p>